建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 20 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年12月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　昭和土木株式会社　江口　洋一　愛知県名古屋市天白区植田山５－2301　国土交通大臣許可（般－24）第2122号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月６日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 20 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年12月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ｋｏｄｏ．ｃｃ　井上　陵一　三重県三重郡菰野町大字菰野4811番地８　国土交通大臣許可（特－23）第24195号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月16日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 20 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年12月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジェイアール東海情報システム株式会社　吉田孝登志　愛知県名古屋市東区東大曽根町46－30　国土交通大臣許可（般－24）第19970号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年11月６日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 20 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年12月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アローエム　東海林正則　愛知県春日井市上田楽町字天王地2389番地の１　国土交通大臣許可（般－21）第13475号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年11月14日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 20 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年12月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　シンクス株式会社　平沼　　茂　静岡県静岡市葵区松富四丁目２番１号　国土交通大臣許可（般－22）第23757号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、機械器具設置工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年11月25日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 20 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年12月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中村土木建設　中村　義幸　愛知県東海市大田町松崎331－１　国土交通大臣許可（特－24）第19818号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年11月25日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 1 月 20 日

中部地方整備局長　八鍬　　隆

1　処分をした年月日　平成26年12月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中部岩佐塗装株式会社　芳村　　章　愛知県名古屋市昭和区川名本町４丁目４番地　国土交通大臣許可（般－21）第2783号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年12月10日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第７０７７号

静岡県富士市岩淵1437番地の14
申立人　鈴木　敦子
本籍静岡県富士市北松野672番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日平成26年９月22日、出生の場所不詳、出生年月日大正10年２月12日、職業無職
被相続人　亡　蓮池　**幸**子
事務所静岡県富士市緑町１番28号　星野新聞堂ビル４階　竹川・鈴木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹川　英辰
静岡家庭裁判所富士支部

平成２６年（家）第９０６号

京都市左京区下鴨北茶ノ木町７番地
申立人　木村　洋子
申立人手続代理人弁護士　岩本　洋子
同　藤田　温**香**
本籍京都市下京区万寿寺通西洞院西入天使突抜２丁目384番地、最後の住所京都市下京区万寿寺通西洞院西入天使突抜２丁目384番地池内方、死亡の場所京都市中京区、死亡年月日平成25年11月16日、出生の場所大阪市北区、出生年月日昭和７年７月23日、職業監査役
被相続人　亡　辻本　尚子
事務所京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町659番地　烏丸中央ビル８階　四条法律事務所
相続財産管理人　弁護士　内村　和朝
京都家庭裁判所